

施策評価シート

第2章	施策1	健康づくり・医療
-----	-----	----------

【目指すまちの姿】

○市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組み、心身とも健やかに暮らすことができます。

【施策の方向性】

(1)健康づくりの推進
・健康づくり支援センターなどにおいて、健康づくりの教室等を行うとともに、健康相談、各種検（健）診、予防接種等を実施することで、市民が健康に暮らせる環境の整備を図ります。
・健康に関するイベントや各種保健サービスの周知・啓発活動を積極的に行い、市民の健康への意識を高め、主体的な健康づくりを促します。
(2)生活習慣病の予防
・糖尿病等の生活習慣病の予防・改善に向け、若年期健康診査や国民健康保険加入者に対し特定健康診査・特定保健指導等を行います。
・各種がん検診の実施により、がんの早期発見や早期治療に努め、重症化の防止を図ります。
(3)地域医療体制の充実
・市民が安心して医療サービスを受けられるよう、休日や夜間等においても急病人が迅速に医療を受けられる体制の確保や、二次救急医療体制の維持に取り組むとともに、感染症や災害発生等の非常時においても関係機関等と連携した取組を進めます。
・市内における産婦人科医療機関の誘致の検討を進めます。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①国民健康保険特定健康診査受診率	53.1% (H30)	目標値	56.0%	57.0%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%	82.5%
		実績	46.9%	50.2%	48.4%	48.4%	49.8%	49.5%	
②安心して医療機関を利用できると感じている市民の割合	60.0% (R1)	目標値	60.0%	60.0%	61.0%	61.0%	62.0%	62.0%	91.8%
		実績	58.1%	61.1%	65.5%	60.2%	57.9%	56.9%	

【効果・検証】

達成できた（見込み）事項		健康づくり支援センターなどにおいて、各種教室を実施し、健康づくりの取組を推進した。 生活習慣病の予防・改善に向け、各種健（検）診の実施及び保健指導を実施した。 夜間急病診療所や二次待機施設、在宅当番医における救急医療の提供により、休日や夜間などにおいて急病人が医療を受けられる体制を確保できた。また、広報やホームページを通して「救急安心電話相談」などの相談窓口の周知に努めた。さらに、新型コロナウイルス感染症については、地区医師会や医療機関等と連携し円滑な対応を行うことができた。
	その効果	袖ヶ浦健康づくり支援センター利用者数154,667人、教室受講者数13,527人 特定健診、特定保健指導率は県内で上位の受診率、指導率を保っている。 夜間急病診療所利用者数569人、二次待機施設利用者数994人、在宅当番医利用者数4,048人
達成できなかった（見込めない）事項		産婦人科を標榜する医療機関の誘致については検討に至らなかった。
	その原因・理由	産婦人科を標榜する医療機関の誘致については、君津木更津医師会産婦人科部会では、君津医療圏域における産婦人科機能は充足されているとの見解を示した。
今後の主な課題（積み残し、新規）		健康づくり支援センターについて、民間類似施設の開業や施設自体の老朽化が進んでいることなどから、他の公共施設との関係性も含め、施設のあり方について検討を進める。 医師の高齢化や医師の働き方改革の実施、また医療従事者の不足等の課題を踏まえ、地域の医療体制の確保に向けて君津地域4市や医師会等との具体的な検討が必要である。 災害時における医療救護体制について、医療機関等と協議を進めていく必要がある。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	感染予防対策を行いながら各種事業を実施し、市民が健康に暮らせる環境の整備に努めることができた。 また、市民が安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療等地域医療の提供体制の確保に向けて、関係機関と連携し、検討を進めることができた。
二次評価	○	目標値を達成できていないものの、市民が健康に暮らせるよう、各種教室の実施や生活習慣病の予防・改善に向け各種検診や保健指導を実施した。 引き続き市民が安心して医療サービスを受けられるよう地域医療体制の確保に向け検討しつつ、災害時における医療救護体制の協議を進める必要がある。

※評価区分
◎：（「施策の方向性」に掲げている）目標を達成した（十分に達成できる見込みである）
○：（「施策の方向性」に掲げている）目標を概ね達成した（達成できる見込みである）
△：（「施策の方向性」に掲げている）目標をあまり達成できていない（やや未達成の見込みである）
□：（「施策の方向性」に掲げている）目標をほとんど達成できていない（達成には程遠い見込みである）

施策評価シート

第2章	施策2	地域福祉
-----	-----	------

【目指すまちの姿】

○市民・地域・行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、自立に向けた支援体制が整い、市民誰もが安心して自分らしい生活を送ることができています。

【施策の方向性】

(1)地域福祉の推進

- ・地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進していくために、連携・交流の場である拠点（サロン）の整備や、地域の子どもたち向けの子ども食堂の運営支援などに取り組みます。
- ・各地区の福祉活動における中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援します。
- ・地域の福祉活動を活性化させるため、担い手であるボランティアの育成や、ボランティアによる活動への支援を行います。

(2)生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進

- ・生活困窮者が抱える問題についての相談体制を充実させるとともに、就労を望む人には対象者の適性に応じた就労先確保の支援を行うなど、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を行います。
- ・世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯の子どもに学習機会や居場所を提供し、適切な学習習慣や日常生活習慣等の形成を図ります。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①地域で支え合って安心して暮らしている市民の割合	59.1% (R1)	目標値	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%	94.2%
		実績	61.0%	63.9%	62.3%	59.7%	61.4%	61.2%	

【効果・検証】

達成できた（見込み）事項	地域における交流促の場づくりや地域の特性に合わせた活動を支援するため、地区社会福祉協議会に事業を委託したほか、地域の交流拠点としての役割を担っているこども食堂の運営団体に対し、運営支援の取組を行うことができた。 複合化・複雑化した課題を抱える世帯が増加しており、制度や分野ごとの縦割りの組織体制を超えた重層的支援体制整備事業を令和6年度から本格的に実施したほか、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施した。
	その効果
達成できなかった（見込めない）事項	地域におけるサロン事業やこども食堂の事業展開により、地域交流や世代間交流の場として利用された。重層的支援体制整備事業の実施により、複合化・複雑化した課題を抱える方の相談窓口をわかりやすくし、支援プランを作成し、アウトリーチによる支援を行った。学習支援事業に参加した生徒のうち、全員が高校へ進学した。
	その原因・理由
今後の主な課題（積み残し、新規）	地域の連携・交流の場などの拠点づくり事業を展開する運営団体に対し、運営支援の取組を継続的に行っていく。 市民に自立相談支援室「そでさぼ」の取組や支援内容の周知啓発を行い、認知度を高めいていく。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、身近な交流の場づくり事業やボランティア登録者数・参加延べ人数などコロナ禍前の水準に至っていない事業もあるが、施策指標は第1期実施計画期間（令和2年度～令和4年度）は目標値を達成し、第2期実施計画期間（令和5年度～令和7年度）は、目標値を達成していないものの、重層的支援体制整備事業、成年後見制度利用促進体制整備推進事業、学習・生活支援事業等は、計画どおりに実施した。
二次評価	○	目標値を達成できていないものの、複雑化する市民のニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を実施し、地域福祉の推進と生活困窮者の自立支援に取り組んだ。 今後も、市民、地域、行政が一体となり、福祉活動の支え合いの仕組みや自立支援体制を整備することで、誰もが安心して自分らしい生活を送れるよう、地域ニーズに応じた支援体制を構築する必要がある。

※評価区分
◎：（「施策の方向性」に掲げている）目標を達成した（十分に達成できる見込みである）
○：（「施策の方向性」に掲げている）目標を概ね達成した（達成できる見込みである）
△：（「施策の方向性」に掲げている）目標をあまり達成できていない（やや未達成の見込みである）
□：（「施策の方向性」に掲げている）目標をほとんど達成できていない（達成には程遠い見込みである）

施策評価シート

第2章	施策3	高齢者福祉
-----	-----	-------

【目指すまちの姿】

○地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、高齢者がいきいきと可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができています。

【施策の方向性】

(1)介護予防の推進
・地域住民、医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための取組を推進します。
(2)住み慣れた地域での生活支援
・地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。
・高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、要介護認定者向けに介護サービスの基盤整備を推進します。また、介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。
・世代間で支え合いながら生活できる住宅取得の支援や移動手段をもたない高齢者の移動支援等に取り組めます。
(3)地域で支え合う仕組みづくりの推進
・住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図ります。
・認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるように、認知症に対する理解を深め、地域における見守りを充実します。
(4)高齢者の生きがいがづくりと社会参加の推進
・一人ひとりの高齢者が、それぞれの経験や技能を活かしながら社会的役割や生きがいをもって活動・活躍できるよう支援します。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①要介護認定率	13.6% (H30)	目標値	14.3%	15.0%	15.7%	16.3%	17.0%	17.6%	106.7%
		実績	14.2%	14.3%	15.0%	15.2%	15.5%	16.5%	
②住みなれた地域で最期まで暮らし続けたいと思う高齢者の割合	79.3% (H29)	目標値	79.5%			80.0%		80.0%	106.8%
		実績	86.3%	—	—	80.4%	—	85.4%	
③地域活動に参加したことがある高齢者の割合	61.9% (R1)	目標値	62.1%	62.3%	62.5%	62.7%	62.9%	63.0%	98.6%
		実績	60.7%	61.7%	64.8%	72.9%	63.3%	62.1%	

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	介護予防の推進については、一般介護予防事業において、住民主体のいきいき百歳体操の活動がコロナ禍の影響で一時的に自粛したが、活動再開に向けて更なる普及や活動支援を行うことにより65団体が活動し、介護予防の取組を推進することができた。 住み慣れた地域での生活支援については、計画していた認知症対応型共同生活介護及び域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が令和6年3月に開設した。また、認知症対応型共同生活介護について、公募により整備運営事業者を決定し、令和8年度中の開設に向けて進めている。 介護職員初任者研修・主任介護支援専門員研修の受講費用と介護支援専門員資格の取得費用に対する補助を実施し、介護人材の確保・定着を図ることができた。市内介護サービス事業所へのアンケート調査等により、新たな人材確保策について調査研究を行い、補助の拡充を検討し、令和7年度より介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員更新研修、再研修の補助を実施する。 世代間支え合い家族支援事業により、高齢者と子等が新たに本市で同居又は近隣に居住し、世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進することができた。高齢者移動支援事業により、居宅で生活する移動手段を持っていない高齢者に対しタクシー料金の助成や高齢者支援協力バス事業、地域支え合い活動支援事業により、様々な方法で移動を支援することができた。 地域で支え合う仕組みづくりの推進については、生活支援体制整備事業により、住民主体の支援活動団体数を増やすことができた。高齢者の生きがいがづくりと社会参加の推進については、ボランティア、NPOなど様々な主体による生活支援サービスやシルバー人材センターの運営を支援した。
その効果	介護予防の取組により自身の要介護状態の予防及び重度化防止を図ることができた。 介護保険サービス事業所の整備により、施設入所待機者の受け皿を含め、介護サービスの基盤確保を図るとともに、介護人材の確保・定着を支援することで、介護保険サービスの安定的な提供が図られ、要介護認定者等が住み慣れた地域で安心して生活することができる体制を整備することができた。 高齢者の移動支援を行うことで住み慣れた地域での移動手段を確保でき生活支援を図ることができた。 高齢者の生活を支える担い手となる住民主体の支援活動団体数が増加したこと、多世代家族の形成を図ったことにより、地域の支え合いづくりの体制づくりを推進することができた。
達成できなかった(見込みない)事項	—
その原因・理由	—
今後の主な課題(積み残し、新規)	今後更なる高齢者人口の増加が見込まれるため、引き続き高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスなどの高齢者福祉施策が継続実施できるよう取り組んでいく。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう要介護状態とならないための介護予防の取組や要介護状態となった場合においても、必要な介護サービスが受けられるよう基盤整備を推進することができた。また、多様な主体による生活支援活動の充実を図ることができた。
二次評価	○	高齢化が進む中、介護予防の取り組みにより要介護認定率は目標値を下回った。 引き続き住み慣れた地域で一人ひとりがそれぞれの経験を活かし社会的役割や生きがいをもっていきいきと生活できる取組みを進めるほか、介護人材の確保に向けた体制の整備が必要である。

※評価区分
◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
△: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
□: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第2章	施策4	障がい者福祉
-----	-----	--------

【目指すまちの姿】

○障がいの有無に関わらず、地域全体で支え合う社会を築くことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができています。

【施策の方向性】

- (1)障がいのある人の自立生活支援の推進
- ・障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、幅広い分野に関する相談に対応します。
 - ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置により、相談支援の機能を強化し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。
 - ・障がいのある児童に対しては、早期診断と適切な治療や訓練を行うことにより、その自立を支援します。
 - ・障がいのある人が状況に応じて安心して働くことができるよう、地域での障がい者の就業を支援します。
- (2)障がいのある人を支える生活環境の整備
- ・障がいのある人が日常生活をより円滑に営むための各種支援を行うとともに、障がいのある人を支える人材の育成や公共施設等のバリアフリー化を推進し、生活しやすい環境を整備します。
- (3)権利擁護の推進
- ・障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
 - ・判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値 達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①車椅子の方や障がいのある人が楽に 出歩ける環境だと思う市民の割合	19.7% (R1)	目標値	20.2%	20.7%	21.2%	21.7%	22.2%	22.7%	123.3%
		実績	20.2%	20.8%	21.8%	24.7%	24.3%	28.0%	
②障がいのある人が安心して暮ら していると感じている市民の割合	26.4% (R1)	目標値	26.7%	27.0%	27.3%	27.6%	27.8%	28.0%	121.4%
		実績	27.8%	28.7%	31.6%	31.0%	31.0%	34.0%	
③就労移行支援事業の利用者 数(累計)	26人 (H30)	目標値	27人	27人	28人	28人	29人	29人	89.7%
		実績	29人	28人	31人	23人	23人	26人	

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化を図り、障がいに係る様々な相談に対応し、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援した。障がい児等の自立を支援するため、早期診断や療育支援を実施した。障がいのある人に対して、日常生活をより円滑に行うために必要となる各種日常生活用具の給付等を行った。成年後見制度に係る地域連携の中核機関を設置し、制度の周知啓発や相談窓口の設置を行った。
その効果	障がいのある人からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助等を行い、障がいのある人が地域での自立した日常生活、社会生活を送ることに寄与した。障がい児等の障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができた。障がいを持つ人などの物事を判断する能力が充分でない者からの相談に対し、関係機関と連携し、相談者の権利や生活の保護を図ることができた。
達成できなかった(見込めない)事項	障がい児等に対する支援ニーズが増加傾向にあり、希望者が十分な療育等を受けることが難しい状況となっている。
その原因・理由	障がい児等への支援ニーズの増加に対して、サービスの提供体制が確保が難しい状況となっている。
今後の主な課題(積み残し、新規)	今後も障害福祉サービスの利用者数の増加とともに、支援ニーズの多様化が想定されることから、支援ニーズや課題に適切に対応するため、基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制やサービスの提供体制の充実を図る必要がある。障がいのある人を支える親の高齢化や親亡き後の支援など、支援者側の人員確保や支援者としての資質の向上を図っていく必要がある。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	概ね目標値を達成できている。障がいのある人からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助等を行うことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく、自立した日常生活又は社会生活を送ることに寄与することができた。
二次評価	○	目標値はおおむね達成しており、障がいのある方の自立と社会参加を支援するため、幅広い分野の相談に対応した。今後、福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化が見込まれるため、サービスの充実だけでなく支援者の人材確保や資質向上を図る必要がある。

※評価区分
◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
△: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
□: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)